

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案の概要

「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、郵便局ネットワーク維持のための交付金・拠出金制度を創設し、ユニバーサルサービス提供の安定的な確保を図る。

【現行】

日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間
の「民・民」の契約

ユニバーサルサービスのコスト負担方法

【改正後】

- ・基礎的費用は「交付金・拠出金」制度で賄う
- ・それ以外の費用は従前どおり「民・民」の契約で決定

交付金・拠出金制度の創設

郵便局ネットワーク支援業務

- 機構の目的達成業務として、次の業務を追加
 - ① 郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用に充てるための交付金の交付
 - ② 拠出金の徴収
- 交付金・拠出金**
- 日本郵便に対し、下記①から②を控除した額の交付金を交付
 - ① 郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用相当額
 - ② 下記③における日本郵便の配分額相当額
- 関連銀行・関連保険会社は、郵便局ネットワーク支援業務の費用に充てるため、下記③の額の拠出金を納付
 - ③ 見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて上記①の費用(事務費含む。)相当額を日本郵便・関連銀行・関連保険会社に配分するものとした場合における、関連銀行・関連保険会社の配分額相当額
- 交付金・拠出金の額等について、総務大臣の認可
- 資料提出・公表

機構の名称等の改正

機構の名称

機構の名称を「郵便貯金簡易生命保険管
理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更

機構の目的

「郵便局ネットワークの維持支援のための
交付金の交付等を行うことにより、郵政事
業に係る基本的な役務の確保を図ること」
を追加

機構の役員

理事を1名から2名に変更

施行期日等

施行期日

平成31年4月1日

検討

交付金の規定等について検討
し、必要があれば所要の措置

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を
改正する法律案（仮称）のイメージ

平成30年4月9日

郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が
郵便局ネットワークを支える

